

個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課ファイル	
行政機関等の名称	丹波市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税を賦課するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 車種、7 標識番号、8 送付先、9 定置場、10 初度検査年月、11 車体登録廃車年月日、12 車名、13 車台番号、14 排気量、15 特例、16 型式、17 非課税減免、18 軽課区分、19 収納情報、20 口座情報、21 税額、22 所有者情報、23 使用者情報	
記録範囲	軽自動車等を所有又は使用するために標識番号を登録した者	
記録情報の収集方法	軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自動車・小型特殊自動車）、減免申請書、地方公共団体情報システム機構への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、都道府県税事務所、市区町村、福祉事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 丹波市財務部税務課	
	(所在地) 669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所		

在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	